

南牧村過疎地域持続的発展計画

自 令和3年4月

至 令和8年3月

令和4年3月（一部変更）

令和7年3月（一部変更）

目 次

1. 基本的な事項	1
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
3. 産業の振興	11
4. 地域における情報化	15
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	18
6. 生活環境の整備	23
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	26
8. 医療の確保	29
9. 教育の振興	30
10. 集落の整備	32
11. 地域文化の振興等	34
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	35
事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）	36

1 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

●自然的諸条件

本村は、群馬県の南西部にあって、東と北は下仁田町、西は長野県佐久市と佐久穂町、南は多野郡上野村に接している。

地形は、1,000m内外の山々に囲まれ急峻で平地が少なく、山々は、陰阻な峯や絶壁が多く、北と西は妙義荒船佐久高原国定公園となっている。村のほぼ中央を流れる南牧川とその支流に沿って集落が点在し、東に開けている。

気候は、内陸性気候で山間地としては比較的温暖で、上州名物のからっ風も吹かず、過ごしやすい環境にある。村の総面積は118.83km²、世帯数956戸、人口1,688人（令和3年3月31日現在）で、人口密度1km²あたり14人である。総面積のうち林野面積が107.67km²（90.6%）を占め、そのうち国有林面積が37.35km²で林野面積に対し34.7%である。農耕地は、1.30km²（1.1%）で急傾斜の山腹を利用した段々畑で大型機械は利用できない。したがって、農林業ともに小規模経営となっている。

交通は、県都前橋へ50km、JR高崎駅へ40km、上信越自動車道下仁田ICへ15kmで村の公共交通機関は、平成8年度より上信バスに代わり村委託による南牧バス、平成15年度より乗合タクシーが、いずれも各地域と下仁田駅を結び運行されている。鉄道も国道もなく、主要地方道が2路線あり、下仁田・臼田線が南牧川沿いに村を横断し、下仁田町から長野県佐久市へ通じ、下仁田・上野線は上野村へ通じている。しかし、県道、村道ともに隘路で、本村の経済・産業の発展遅滞の大きな一因となっている。

●歴史的諸条件

本村は、昭和30年3月15日、町村合併促進法により、尾沢村（47.55km²）、月形村（29.4km²）、磐戸村（41.83km²）の三村が合併した村である。

これらの旧村は、古くより南牧谷と呼ばれ、一つの生活圏が構成されていた関係から合併も必然的なもので、合併以来住民の共存共栄の強い郷土愛と団結によって60年以上の歳月を経て今日に至っている。

●社会的・経済的諸条件

高速交通体系が確立し、飛躍的に交通量が増加するとともに住民の日常生活圏は拡大し、時代の変化、急速な高齢化等により住民のニーズも多様化している。

村内に大規模な産業がないため、就業者の大半は近隣の市町村へ通勤しており、村内で労働力を吸収することは困難な状況となっている。

このように、住民の日常生活は村域を越え、ますます拡大し、交通体系の整備、企業誘致、消防、救急医療等広域的な行政課題が生じ、昭和46年に富岡市と甘楽郡3町1村で富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が組織され、富岡甘楽の発展と住み良い地域づくりに取り組んできた。

イ 過疎の状況

本村の人口は、昭和35年から平成27年までにかけての55年間に7,623人(79.4%)減少し、過疎化は引き続き進行している。階層別に見ると、0歳～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産人口がそれぞれ減少し、以前は増加していた65歳以上の高齢人口も減少に転じているが過疎地域特有の現象を呈している。

昭和60年頃までは地域によって減少状態に異なりが見られたが、近年では村全域にわたりあまり差がなく減少している。

この人口減少の主な原因は、主産業であった農林業の低迷により他産業との所得格差が生じ、若年層が都市生活と高所得を求めて流出していったものであった。近年では人口流出は鈍化しているが、若年層の流出と過度の少子高齢化による自然的減少(出生数と死亡数の差)が要因となっている。

昭和46年に過疎地域対策緊急措置法に基づき過疎地域に指定され、これまで計画基本方針に基づき、村道・農林道の整備、生活環境・各種施設の整備等実施してきたが、人口減少の歯止めには至っていない。

若者の定住を促進していくことが最大の課題であり、今後も雇用環境の充実、定住対策や子育て支援の一層の強化が求められている。

ウ 社会経済的発展の方向

本村の農林業は地形的な制約から大規模経営は困難であり、農産物や特用林産物等について高付加価値化やブランド化を推進し、農・林業体験等観光と結びつけた農林業を推進していく。

働く場の確保対策として地域の持つ優位的条件を生かした新しい産業の誘致や起業を推進するとともに、村内に点在する空き家を活用したサテライトオフィスやテレワークの推進による雇用拡大に加え、観光施設としての活用等を視野に入れながら、企業誘致、雇用対策、観光開発については広域的に取り組んでいく必要がある。

また、恵まれた自然環境を生かし、都市部との文化や人の交流を推進し交流基地の建設、レクリエーション施設の整備等を図り地域の活性化を推進していく。

群馬県では令和3年に「新・群馬県総合計画」を「ビジョン」と「基本計画」の二段階で策定し、地域の課題を解決するため「官民共創コミュニティーの育成」を立ち上げていくこととしている。

地域ごとにこれから展開するさまざまな共創の取り組みのプロローグとして、「地域の土壌」と「施策展望」も謳っている。

本村では、令和3年に「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村」を基本目標に第五次総合計画を策定し、村が目指す将来像とそれを実現するための施策を示した。これらの計画を指針に、地域の実情にあった施策の実行に努め、経済的・社会的発展を目指す。

(2)人口及び産業の推移と動向

●人口の現況と動向

国勢調査における総人口の減少率は、全国でも上位であり県内では第1位となっている。

このような状況の中、65歳以上の人口割合は全国のトップであるが、現在、高齢者人口は減少している。

65歳以上の高齢者人口は、昭和35年701人（高齢者化率7.3%）が平成27年1,197人（高齢者化率60.5%）と496人（70.8%）増加となっているが、現在、高齢者人口は減少している。

年齢別人口構造から、今後も高齢化は緩やかに進み、人口の自然的減少（出生数と死亡数の差）が続くことが見込まれる。

●産業構造の変化と地域の経済的な立地特性

昭和35年3,948人の就業人口が平成27年757人と3,191人（80.8%）減少し、中でも第一次産業は2,734人（97.2%）減少している。人口比率は第一次産業が71.2%から10.5%、第二次産業が13.7%から37.0%、第三次産業が15.1%から52.5%に変化している。

このような産業構造の変化は、全国的な傾向であるが、本村では急傾斜の段々畑で生産されたコンニャクと、木材価格の低迷という二重苦を受け、安定した収入及び安定した生活を求めて特に第一次産業人口は、村外へ流出していった。

現在も村内の労働力を吸収する大規模な企業はなく、地域の持つ特性を生かした新しい産業の誘致や起業の促進と、各産業が連携した特産品や観光資源開発を推進する必要がある。

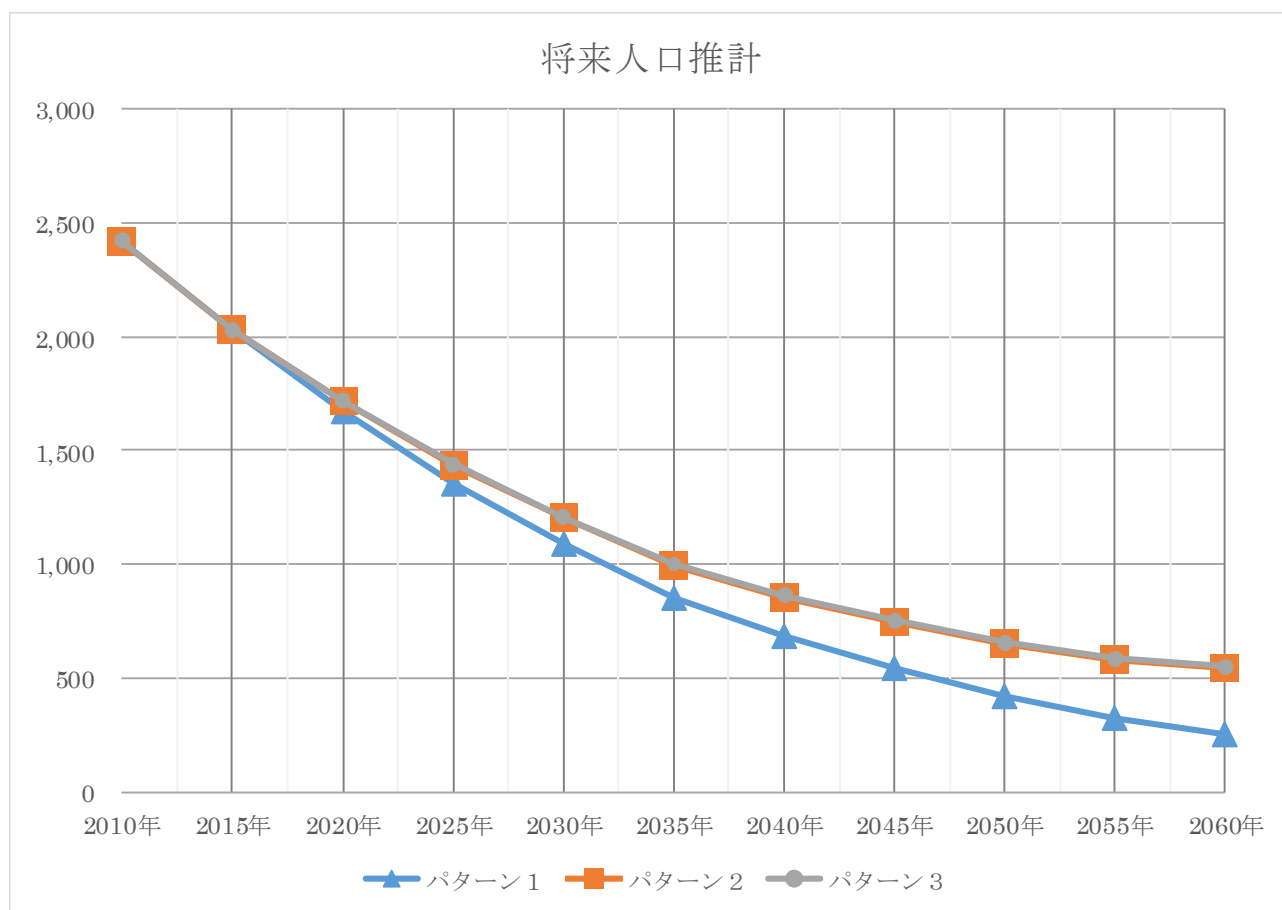
●人口の見通し

社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によると、令和22（2040）年の本村の人口は705人、令和42（2060）年では269人まで減少すると見通されている。また、高齢化率においては村独自の推計であるが、現在の状況が続いた場合、令和22（2040）年に68.3%、令和42（2060）年では65%と高い数値となっている。

このような状況が続いた場合、公共サービスの質・量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障分野における現役世代の負担の増大、地域での後継者不足など様々な問題が懸念される。

そこで、この状況を打破する為、合計特殊出生率と純移動率の改善を図っていく。まず合計特殊出生率においては、現在の1.4から人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の2.1程度まで上昇させることを目指し、純移動率においては、現在の人口移動の状況を加味しつつもU・Iターン等による若者の確保及び、子育て世代の転入（4人家族を年2世帯。4人家族の構成については両親、男児1人、女児1人）を新たに見込むことで、若者・現役世代の年齢構成を現在より上向きにすることを目指す。これにより、現在の逆ピラミッド型の年齢構成を緩やかではあるが改善することができ、将来に渡り、正常・健全な年齢構成を保つことが可能と見込まれる。

以上のことを踏まえると、総人口は令和22（2040）年に約900人となり、高齢化率においては、令和22（2040）年以降40%台まで低下するものと推計され、社人研推計と比較し、人口は約200人の施策効果が見込まれる。また、高齢化率においても、現状のままの独自推計よりも20%近くの改善が想定される。



- ・パターン 1 はこのまま人口減少が進んだ場合の村独自推計
- ・パターン 2 はパターン 1 に 4 人家族が毎年 2 世帯転入すると仮定した推計結果
- ・パターン 3 はパターン 2 の合計特殊出生率を人口が長期的に一定に保てる水準である 2.1 まで上昇すると仮定した推計結果である。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年			昭和 50 年			平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数			実数	増減率		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人			人	%		人	%	人	%	人	%
	9,602			6,856	△28.6		4,387	△36.0	2,929	△33.2	1,979	△32.4
0～14 歳	3,464			1,611	△53.5		501	△68.9	152	△69.7	59	△61.2
15 歳～64 歳	5,437			4,283	△21.2		2,757	△35.6	1,212	△56.0	723	△40.3
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,784			1,190	△33.3		538	△54.8	224	△58.4	109	△51.3
65 歳以上 (b)	701			962	37.2		1,129	17.4	1,565	38.4	1,197	23.5
(a)/総数 若年者比率	%			%	—		%	—	%	—	%	—
	18.6			17.4			12.3		7.6		5.5	
(b)/総数 高齢者比率	%			%	—		%	—	%	—	%	—
	7.3			14.0			25.7		53.4		60.5	

(3) 市町村行財政の状況

●行政

本村の行政機構は、村長部局に3部7課46人、会計局1人、議会事務局2人、教育委員会事務局9人の総数58人で構成されており、他の行政委員会等の事務局職員は、前出の職員で兼務している。

住民が真に必要とするサービスを提供していくために、効率的な行政運営を心がけ、行政事務の効率化・簡素化・スピード化を図り、給与並びに定員の適正管理を計画的に進めている。

●財政（表1-2（1）参照）

歳入については、その80%以上が依存財源であり、地方交付税が60%近くを占めている。自主財源のうち村税は、歳入総額の10%に届かない状況が続いている。

歳出については、義務的経費、投資的経費ともに減少傾向にある。

今後、財政運営にあたっては、中長期的視野に立った展望と、特に経常経費の節減に努め、最少の経費で最大の効果があげられるよう計画的に進め、予算管理や基金・村債等の適正な管理による健全な財政運営に努める必要がある。

●施設整備水準

これまでの過疎対策事業の実施により、多方面にわたり改善されたが、いまだに整備水準は低く、今後も村道・農林道の整備、生活環境関連施設の整備等を実施していかなければならない。

表1-2(1) 南牧村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,426,992	2,315,866	2,180,774
一般財源	371,233	309,246	404,684
国庫支出金	268,754	142,523	71,845
都道府県支出金	203,058	170,556	137,712
地方債	162,092	205,798	193,986
うち過疎債	16,520	127,500	88,100
その他	1,421,855	1,487,744	1,372,547
歳出総額 B	2,292,271	2,121,644	1,947,919
義務的経費	977,159	878,204	713,180
投資的経費	398,780	420,459	318,849
うち普通建設事業	321,096	419,055	234,187
その他	916,332	822,981	915,890
過疎対策事業費	196,173	327,045	91,950
歳入歳出差引額 C (A-B)	134,721	194,223	232,855
翌年度へ繰越すべき財源 D	30,119	59,780	42,098
実質収支 C-D	104,602	134,443	190,757
財政力指数	0.169	0.142	0.145
公債費負担比率	16.7	12.7	9.9
実質公債費比率	11.7	5.5	2.0
起債制限比率	8.3	3.9	—
経常収支比率	86.8	82.8	87.4
将来負担比率	53.5	1.9	—
地方債現在高	2,216,460	1,826,202	1,944,524

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	14.9	57.1	59.0	64.7	64.7
舗 装 率 (%)	37.8	46.4	52.8	62.7	62.7
農 道					
延 長 (m)					1,828
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	23.2	1.4	7.0	14.8	13.2
林 道					
延 長 (m)					30,266
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	15.3	11.8	5.0	3.5	2.8
水 道 普 及 率 (%)	65.8	78.8	93.4	99.1	99.3
水 洗 化 率 (%)	—	—	43.1	52.3	54.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

「みんなで創る 一人ひとりが住みやすい 南牧村」を目指して

本村は、昭和46年過疎地域振興計画を策定以来、今日まで人口の急減を防止すると共に、住民福祉の向上を図るため諸々の施策を実施してきた。その結果、村道・農林道等の整備をはじめ、多くの公共施設の整備を実施し、住民の社会的・経済的・その他すべての生活面において利便がもたらされた。今後の過疎地域持続的発展計画においても住民の意向を反映しながら、国や県の施策による制度・財源の導入を図り、住民福祉の向上の基となる生活関連社会資本の整備促進と地場産業の振興を図りながら、本村の特性を生かした産業の誘致や起業の促進による就業の場の確保に努め、高齢者が安心して暮らし続け、若者が希望を持って生活していける環境づくりを進める。また、恵まれた自然を生かし、都市との交流を推進し、交流基地や観光拠点の整備に加え、各産業間の連携による交流人口の増加を図り産業の活性化と活気にあふれた村づくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本村では、平成28年3月に「南牧村まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、人口ビジョンにおける将来人口の展望を踏まえ、令和7(2025)年の総人口を1,450人に維持することを目標に掲げている。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取り組みについては、記載事業をはじめとする計画全体の進捗状況をその年度の決算の議会終了後、ホームページなどによる日常的な情報発信などの方法により周知を図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

これまで取り組んできた過疎対策等により、多面的に整備されたが、人口減少と少子高齢化の進行は続いており、今後、公共施設等の利用需要の減少が見込まれることが予測される。加えて昭和40年代中頃から昭和60年代にかけて整備してきた公共施設等の老朽化も進んでおり、今後、建て替えや長寿命化対策、廃止等の検討を将来的な財政状況も踏まえ、次のとおり公共施設の管理に関する基本的な考え方を進めることとしている。

①点検・診断等の実施方針

公共施設等の定期点検等を実施し、老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、施設間における保全の優先度についての判断等を行う。なお、これらの的確な実施に向け、全庁で情報を共有するための方法を検討する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

故障や不具合などが生じてから修繕を行う事後保全から、施設の劣化が進む前に事前に補修などの対策を行い健全な状態を維持させる予防保全の考え方に変えていく。

今後も保有する公共施設については、点検等の結果を踏まえ、計画的な改修を実施することで、建物に掛かるトータルコストの縮減を図る。

③安全確保の実施方針

点検等により、危険性が認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保を行う。

また、今後利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行う。

④耐震化の実施方針

昭和56年以前に建設された旧耐震基準による建物のうち、校舎は耐震補強工事済みだが、安全性の確保及び災害時に住民が利用する施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、優先的に耐震対策を推進する。

⑤長寿命化の実施方針

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法とする。

公共施設等の状況や施設が果たす機能を総合的に勘案したうえで、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって長期使用を図る。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ積極的に既存施設の有効活用を行い、新規の施設整備は必要最低限に留め、国・県及び民間施設の利用を図りながら施設総量の縮減を目指す。

なお、統合・廃止による空き施設は、売払いや貸付け、取壊しを行い、事業費の削減、安全面の確保を図る。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「南牧村総合計画」を本計画策定の前提とすることで、関係部局との調整を図りつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組んで行く。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設を管理・活用する。

本計画では、公共施設やインフラについては、南牧村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、適切な維持管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 《方針》

村内への移住又は就業を希望する者を対象とした定住促進住宅をはじめ、担い手促進住宅や空き家改修等、住環境の整備により、定住の促進を図ってきた。今後も空き家の有効活用等によるU・Iターン者対策、官民連携による移住・交流の受入体制の整備等を推進する。村の魅力を発信し、交流から移住、定住へと繋げる人の流れを創出するための施策や事業を展開する。

地域を担う人材は地域内で育成することが基本だが、育成には一定の期間を必要とすることから、外部人材を積極的に活用し人材育成に努める。また、奨学金制度を活用し将来の担い手の確保に努める。

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本村では、村営住宅をはじめ定住促進住宅の整備や担い手促進住宅、空き家改修の整備を行ってきたが、若者が定住化するための雇用の場が絶対的に不足をしている。新たに高齢者施設を整備するなど雇用の場を創設したが、職種を幅広く選択できる環境に至っていない。

イ 地域間交流

地域内での交流については、集落支援員を配置し村職員と連携しながら地域の活性化を図ってきたが、集落の高齢化に伴い集落を超えた地域間の交流は困難な状況である。

ウ 人材育成

少子化による育成する人材の不足と若年層の流出が止まらない現状において、奨学金制度等の対策を講じてきたが周知が不足しており、人材育成の環境が整っていない。産業、地域の担い手となる人材の育成・確保が困難である。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 地域住民と行政が連携し移住・定住に関する情報発信及び相談・サポート体制を充実させ、空き家の改修を積極的に行い、定住環境の整備を図る。

- ② 雇用の場の確保は広域を視野に入れて民間企業の協力やハローワークとの連携を強化していく。また、村内に点在する空き家を活用したサテライトオフィスやテレワークの推進をする。

イ 地域間交流

都市地域から過疎地域へ移住し、自らの才能や能力を生かし様々な地域活動を行う「地域おこし協力隊」を活用し、地域への定住・定着を図ることにより、都市地域と地域住民のつなぎ役となり様々な活動を通じた地域間交流を図る。

ウ 人材育成

就業前の体験は様々な人と触れ合うことで、コミュニケーション能力を育成する場となることから、その機会を提供できる環境を作る。併せて外部人材を取り入れ地域の課題解決や活性化に努める。

また、村内の担い手となる多様な分野での人材育成を図るため、奨学金制度等の支援施策の利用を進めるため、村広報誌等を活用するなど周知を強化し、制度の普及に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	・ 空き家バンク制度 ・ 移住相談会 ・ 定住促進奨励金 【具体的な事業内容】 移住のための相談会開催、空き家物件の情報提供、定住のための新築・増改築・改修費の一部補助をする。 【事業の必要性】 人口減少の進行を鈍化するため、村内への移住・定住を促進する必要がある。 【事業の効果】 関係人口や移住者の拡大が期待される。	村	

	地域間交流	・地域おこし協力隊 【具体的な事業内容】 都市部の人材を受け入れ、村内に一定期間定住して、地域おこしの支援や住民生活の支援などの地域協力活動を行う。 【事業の必要性】 高齢化に伴い集落を超えての交流が困難であることから、地域の活性化等に必要である。 【事業の効果】 地域力の充実・強化、その地域への定住・定着を図る。	村	
	人材育成	・奨学資金貸付事業 【具体的な事業内容】 大学及び専修学校に在学する者に奨学金を貸与する。 【事業の必要性】 村の将来を担うため様々な分野での人材を育成する必要がある。 【事業の効果】 地域における担い手や技術職員等の人材確保を図る。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○その他

その他施設は、継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、必要に応じた改修・修繕を行い、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全性の確保を行い、村営住宅の空き状況により移転を考慮していくと記載されている。

計画的に空き家の改修を行い、定住環境の整備を検討していく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

《方針》

地域産業の振興は、本村活性化のための大きな課題である。

農林業、商工業ともに小規模経営であり、少子高齢化、人口減少等により収入の減少、後継者不足等、大変深刻な状況となっている。

しかし、村の特性を生かした花卉の生産、非常に価値のある農産物加工品も量的には少ないながらも生み出されている。

また、村にとっては当たり前の文化・自然等、他地域から見ると非常に価値があるものもあり発想の転換が必要である。

農林業、商工業、観光それぞれの分野での研究、取組みはもちろんだが、各分野連携して一体的な振興を図っていくことが重要である。

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村の農業は平坦地に比べ自然的・社会的条件に恵まれておらず、特に地形的条件の制約により、経営規模の拡大は困難な状況にある。

農業生産基盤整備事業により、農道・耕地整備等を実施してきたが、急傾斜地に加え小規模経営農家が多く、能率的経営にいたっていない。農業生産活動についても、農業従事者の高齢化、後継者不足などきびしい状況の中、農業に対する意欲が減退し、耕作放棄地の増加や農業生産力が減少傾向になるなどの課題を抱えている。コンニャク、畜産、菌茸類、果樹類、花き類などを組み合わせた複合経営を推進してきたが、規模拡大や高収入につながっていない。また、新規就農者の促進を行っているが地形的に耕作条件が厳しいので就農促進も停滞している。さらには、イノシシ、シカ等による農作物被害も深刻であり、安定した収入を求めて、さらに農業離れが進んでいる。

イ 林業

本村における林野面積は、村の総面積の90.6%（10,767ha）を占めており、民有林65.3%（7,032ha）、国有林34.7%（3,735ha）となっている。

林業の経営規模は小規模で、加えて林産物や資材等の運搬は、主に人的労働に依存しているため生産性は低く、林業所得水準は県内において低位にある。林業の生産性を高めるため林道網の整備については、村道羽沢・檜沢線を軸として整備し、基幹林道の整備を進めてきたが、厳しい現況を反映して林業経営の意識は希薄となってきている。

また、木材加工等の施設もなく特用林産物の椎茸等の生産は減少し、間伐材を利用した粉炭の生産・販売も厳しい状況となっている。

ウ 工業

本村の工業は石灰工業、コンニャク製粉業、製材業、石材加工業を中心に、自動車部品、金属加工等の下請企業があるが、そのほとんどが小規模経営で、景気の低迷や従事者の高齢化等や後継者不足の影響により、従事者数及び製造品出荷額ともに減少している。これは、平地が少ないことやアクセス道の整備がおくれていることが大きな原因となっている。

エ 商業

本村の商業は店舗数が少ないうえにほとんどが小規模経営となっている。人口の急減に加え自動車移動による生活圏の拡大で、近隣市町への消費流出が多くなっていることやインターネット等による通信販売の利用拡大により、さらに厳しい状況にある。

商店が全くない地域もあり、交通手段を持たない高齢者が多いことから、日常生活に支障を来すことも考えられ、公共交通対策に併せ、消費者の新しいニーズに対応していく必要がある。

オ 観光

本村は、昭和47年に自然休養村に指定され、荒船山を中心とした妙義荒船佐久高原国定公園があり、遊歩道の整備、案内板の設置により登山客等は増加している。

下仁田インターチェンジまで約30分と近く首都圏から2時間あまりの日帰り活動圏内になり、週末には観光客も増加している。これまで、キャンプ場、交流促進センター、天体観測ドーム、公衆用トイレ等の建設を実施したが、観光地としての知名度が低く、今後は宿泊客、長期滞在者等いかに集客していくかが課題となっている。

(2) その対策

ア 農業

- ① 農道の整備等を行い強固な農業基盤を確保するとともに、農産物の地域特産品化を推進し、県、JA及び花き市場と連携し農産物の高付加価値化、ブランド化を構築し農業所得の向上を図る。
- ② 観光農園、グリーン・ツーリズムなど幅広く農業体験のできる施設の整備や移住・定住者が耕作放棄地など有効に利用できるよう農地の貸借等利便性の向上を図り、県及び他市町村と連携した都市農村交流を推進する。
- ③ 農産物（特用林産物等含む）加工直売施設の拡充を図るとともにデジタル社会を見据え、インターネット販売等デジタルツールの開発等、民間IT関連事業者と連携し整備促進など図り農業者の販路拡大の支援を推進する。
- ④ 中山間地域における農業生産活動等が継続的に行われるよう、県、JA等と連携して農地中間管理機構の活用を促進し農地集積・集約化や農業生産に関する不利を補正する中山間地域等直接支払いを行うことによって耕作放棄の発生を防止し、農業農村の多面的機能の維持を図るとともに、多様な担い手の確保を行う。
- ⑤ 中山間地域の基本的な取組となる高付加価値型農業の展開のための多様な担い手の育成、都市や地域間交流の促進、環境・景観・伝統文化の維持保全事業を実施し、地域の特色を生かした活性化を図る。
- ⑥ 野生鳥獣による被害防止対策として、獣害防止柵の設置や駆除等獣害対策への取組支援と捕獲鳥獣を有効活用するため、県や関係団体、民間事業者と連携し、ジビエの活用やペットフード利用等の施設整備や推進を図る。

イ 林業

- ① 森林の整備を計画的に進めるため、林業関係団体、林業事業者と連携して林道・作業道の開設を推進し、生産性の高い林業と健全な森林育成を図る。

- ② 関係団体や民間事業者と連携し、森林のレクリエーション利用や林業体験施設の整備を推進する。
- ③ 林業従業者の雇用確保及び所得の安定を図るため林業従事者や参入を希望する民間団体事業者と連携を図り、木材加工施設の整備や特用林産物、炭製品の生産拡大を支援する。
- ④ カーボンニュートラルによる脱炭素社会等の新しい社会の構築に賛助するために、国、県、林業団体、林業事業者や都市部団体、企業等との包括的な連携により、森林資源を活用した施設整備や事業推進を図る。

ウ 工業

- ① 特産品の開発を積極的に推進し、地場産業の振興を図る。
- ② 優良企業や情報通信等の新しい産業の誘致を図る。
- ③ 新しい起業の創生を図る。

エ 商業

- ① 商工会との連携を深め、活発な商業活動ができるよう図る。
- ② 自らの交通手段を持たない高齢者等に対し、宅配などの新しいニーズにあったサービスができるよう、行政、福祉団体等と連携して道筋を検討する。

オ 観光

- ① 新しい観光ルートの開発と観光拠点の整備を図る。
- ② 観光主体の交流だけでなく、人と人・文化の交流のできる基地の建設を図る。
- ③ 県、近隣市町村等が連携したイベント、パンフレット作成、SNS発信等に参加し知名度、集客アップを図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	用地整備事業 1.5ha	村	
		農村拠点施設基盤整備改修工事（園芸ハウス 1,200 m ² ）	生産団体	
		農林産物加工施設整備工事	村	
		集落道西磐戸道上線（開設） L=300m W=4.0m	村	
		捕獲鳥獣加工施設	村	
	林業			
		坂下小屋ノ沢線（開設） L=5,000m W=4.0m	村	
		野々上線（開設） L=500m W=4.0m	村	

		梅ノ木平森向線（開設）L=1,500m W=4.0m	村	
		窪松倉線（開設）L=200m W=4.0m	村	
		木材加工処理施設	村	
		林業作業道 20 路線	森林組合	
		温室効果ガス吸収森林整備事業	村	
	(9) 観光又はレクリエーション	大塩沢地区公衆トイレ設置事業	村	
		千原公園整備事業	村	
		磐戸鉦山跡地整備事業	村	
		千原ドーム施設整備事業	村	
		南牧村活性化センター施設整備事業	村	
		自然公園整備事業	村	
		桧沢岳遊歩道整備事業 L=1,500m W=1.2m	村	
		鹿岳遊歩道整備事業 L=2,000m W=1.2m	村	
		小沢岳遊歩道整備事業 L=2,000m W=1.2m	村	
		黒滝山・荒船遊歩道整備事業 L=7,000m W=1.2m	村	
		蟬の溪谷遊歩道整備事業 L=200m W=1.5m	村	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	・ 中山間地域等直接支払制度事業 【具体的な事業内容】 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため支援する。 【事業の必要性】 農業生産活動等を継続的に行う必要がある。 【事業の効果】 耕作放棄地の発生を防止し、農用地の維持・管理が図られる。	村	

		・鳥獣害対策事業 【具体的な事業内容】 野生鳥獣による被害防止対策 【事業の必要性】 有害鳥獣の駆除、防止柵による農作物被害の軽減及び生産意欲の向上に必要である。 【事業の効果】 生産意欲の向上及び農業経営の安定化が図られる。	村	
--	--	--	---	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
南牧村全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

○スポーツ・レクリエーション系施設

○産業系施設

スポーツ・レクリエーション系施設及び産業系施設は今後も継続して利用されることが考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、施設の長寿命化を図る。

指定管理者制度を活用している南牧村自然公園内は、老朽化が進んだ施設もあり改修の必要性が考えられる。また、同制度によるその他施設においては運営の継続等、今後も検討を進めると記載されている。

産業振興において重要な施設であるため、整備を検討していく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

《方針》

本村では、なんもくふれあいテレビ回線網を使ったブロードバンドを提供し、情報通信環境を構築してきた。また、今後はデジタルトランスフォーメーションによるデジタル社会の恩恵を

まねく享受できるように誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を情報セキュリティの強化を図りながら、情報システムの整備及びマイナンバーカードを使ったマイナポータルからの申請を受け付けるシステムの整備を進める。

また、スマートフォンやタブレットなど情報通信機器の急速な普及、インターネット利用者の増加及びその多様性により情報通信技術は広く社会に浸透していることから、ホームページやSNSを有効に活用した更なる有益な情報・発信の充実を図っていく。そして、村内の通信インフラの整備及び上位回線の増強を図り、都市部と格差がないインターネット提供の構築を推進する。

(1) 現況と問題点

ア 通信用鉄塔施設

村内には、民間事業者が建設した携帯電話等施設、移動通信用鉄塔施設整備事業等を活用し建設した施設を併せるとおおむね携帯電話が使用可能となったが、一部の地域で圏外エリアとなっている。また、5G施設の整備も課題である。

イ 防災行政用無線施設

防災行政無線は、防災及び各種行政連絡を行っている。現在のアナログ式の施設は、スプリアス検査を行い、新スプリアス規格に適合しているが、昭和63年開局のため、引き続き使用するためには、デジタル化への更新が必要となる。

ウ テレビジョン放送等難視聴解消のための施設

村内全域が難視聴地域だったため、平成8年よりテレビの再送信を始め平成10年度からはCATV-LANシステムを構築し、各戸へ再配信し、その回線を利用しインターネット（村営南牧インターネット）事業を開始しパソコンの普及に努め、地域の情報化を推進してきた。テレビ放送においては自主チャンネルを発信し映像・文字放送を伝達している。また、CATVケーブル回線を利用した告知放送により、行政連絡等は各戸まで届けることが可能となっており、平成31年には、村内全線が光ケーブル化となり、災害に強い光回線となった。今後も変化する技術に対応するなど設備の維持には多大な経費がかかることが課題である。

エ DXの推進・ICTの利活用

行政や公共分野におけるサービスの質の向上のために、情報化の促進、人材の育成、教育・学習の振興、安心して参加できるデジタル社会の形成が課題である。

(2) その対策

ア 携帯電話等エリア整備

携帯電話圏外エリアの解消に向けて、村内全域で使えるよう民間事業者に働きかけ、地域格差の是正に努める。また無線システム普及支援事業を活用し民間事業者と共に携帯電話等施設整備を図る。

イ 防災行政用無線施設

現在の防災行政無線は、防災、災害情報通信施設として大変有効な施設であるが、昭和63年4月開局のため、機器類の修繕等の維持管理が難しくなっていることから、今後デジタル化等へ

の更新、廃止の検討を早急に進めなければならない。また、村の告知放送への切替やスマートフォンなどのSNSを利用した情報通信を考えて検討を進める。

ウ テレビジョン放送等難視聴解消のための施設

テレビ局舎として、20年以上が経過し、局舎内の編集機器・送出機器が老朽化してきていることから、適切な機器類の更新を行うが、今後の自主放送の在りかたや運営形態（同様の町村での共同運営を含む）など民間委託も視野に入れて検討を進める。

エ DXの推進・ICTの利活用

住民の生活の利便性を向上させ、安全・安心、人に優しいデジタル化のために情報システムの整備、マイナンバー制度の活用、DXの推進、ICTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術の活用と利用に資する環境を提供し条件不利性の克服を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情 報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政用無線施設整備事業	村	
	その他	なんもくふれあいテレビ局整備事業 自主放送用機器の更新 再配信機器の更新 災害時放送ネットワーク強化・更新	村	
		マイナンバー制度の活用基盤整備	村	
		情報システムの構築・更新	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○行政系施設

行政系施設は今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、施設の長寿命化を図ると記載されている。

また、南牧村地域防災計画において、防災行政無線、なんもくふれあいテレビ、全国瞬時警報システム、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めることが記載されている。

建築後、20年以上が経過し老朽化が激しく機器類の維持管理が難しくなっていることから、施設整備を検討していく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

《方針》

本村は、主要地方道が2路線あり、下仁田・臼田線が南牧川沿いに村を横断して下仁田町から佐久市へ通じ、下仁田・上野線は上野村へ通じている。住民生活や産業活動に直結する主要地方道の早期改良を関係機関に要望し、村道及び農林道の計画的な整備及び維持管理に努める。

南牧バス及び乗合タクシーは貴重な交通手段となっているため、住民の更なる利便性の向上を目指し、交通事業者と連携した新たな地域公共交通の確保に向けた取り組みを推進する。

また、主な移動手段として、自家用車を使用する割合が高いことから、高齢運転者に安全運転支援装置等の購入の推進や村内からガソリンスタンドを消滅させない取り組みを推進する。

(1) 現況と問題点

交通

村道は県道に接し、各集落を結んでいる。住民生活の利便性向上や安全性確保のために重点的に道路整備に取り組んできた。しかし、依然として県道、村道ともに隘路で経済や産業の発展遅滞の大きな要因となっている。

農林道については、農道は10路線、総延長1,828mで、その改良延長1,700m、改良率93.0%、舗装延長1,702m、舗装率93.1%である。林道は15路線総延長30,266m、改良延長は25,681m、改良率84.9%、舗装延長15,484m、舗装率51.2%で、林道密度は2.8m/haと低く、農林業振興のため更なる整備が必要とされる。

公共交通機関は、平成8年度から上信バスに代わって、村の委託による南牧バスが、下仁田駅から勸能間（冬季を除く運行で下仁田から熊倉間が2便）、下仁田駅から雨沢間が運行され、平成15年度より、バス路線の通らない地区から乗合タクシーの運行を開始し、現在、乗合タクシーの運行は、バス路線の通らない地区を、上高原、黒滝、櫛、大倉、奥ノ萱、上底瀬、山仲、大上、道場の9地区と下仁田駅間を結び、週1日2往復（櫛地区のみ1往復）で交通弱者の支えとして運行されている。バス利用者は年々減少傾向にあるが、高齢者を始めとする住民にとっては生活の一部であるため、財政援助は欠くことのできないものとなっている。

なお、本村に鉄道は通っていないが、上信電鉄株式会社が経営する上信電鉄は、利用者の減少により経営が厳しくなっているが、富岡市や高崎市方面への通学、通院、買い物など村民の日常生活に欠かせない重要な交通機関となっている。

(2) その対策

交通

- ① 県道については、住民生活及び経済の発展のため、主要地方道下仁田上野線及び一般県道下仁田佐久穂線の早期改良と一般県道下仁田佐久穂線の全線開通を県に要望していく。
- ② 村道については、地域住民の生活道路であることから、住民の利便性と安全性を重視し整備を進め、村道大上線については、県代行事業による整備を要望していく。

- ③ 農林道については、機械化の導入、輸送コストの軽減、労働生産性の向上を図るため整備を推進し、林道奥山六車線の早期開通を県に要望していく。
- ④ 南牧バス、乗合タクシーの利便性・安全性の向上に努め、公共交通を確保していく。
- ⑤ 上信電鉄については、沿線の関係市町村及び関係機関と連携を図り、整備を助成し運行を確保していく。
- ⑥ 高齢運転者の交通事故の防止及び事故等の被害軽減を図りながら安全な移動手段を確保するため、自家用車の安全運転支援装置等の購入に要する経費に補助を行っていく。
- ⑦ サービスステーションの存続に向けた支援及び新規参入も視野に入れた検討を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	小沢日向線（改良）L=500m W=4.0m	村	
		小沢日向線（舗装）L=500m W=4.0m	村	
		六車日向雨沢線（改良）L=200m W=4.0m	村	
		六車日向雨沢線（舗装）L=200m W=4.0m	村	
		千原檜平線（改良）L=100m W=5.0m	村	
		千原檜平線（舗装）L=100m W=5.0m	村	
		大上線（改良）L=430m W=6.0m	県	
		大上線（舗装）L=2,000m W=5.0m	村	
		磐戸線（改良）L=400m W=5.0m	村	
		磐戸線（舗装）L=400m W=5.0m	村	
		大日向線（改良）L=100m W=4.0m	村	
		堂所萱線（改良）L=500m W=4.0m	村	
		堂所萱線（舗装）L=500m W=4.0m	村	
		高原線（改良）L=500m W=4.0m	村	
		高原線（舗装）L=500m W=4.0m	村	
		磐戸塩沢線（改良）L=200m W=4.0m	村	
		磐戸塩沢線（舗装）L=200m W=4.0m	村	
		雨沢線（舗装）L=300m W=4.0m	村	
		峯線（舗装）L=300m W=5.0m	村	
		桧沢上野線（改良）L=500m W=5.0m	村	
		桧沢上野線（舗装）L=500m W=5.0m	村	
		平岩線（舗装）L=100m W=4.0m	村	

	橋りょう	大仁田線(舗装)L=500m W=5.0m	村	
		櫛線(舗装)L=500m W=5.0m	村	
		羽沢桧沢線(舗装)L=7,000m W=5.0m	村	
		田の畑線(舗装)L=300m W=4.0m	村	
		大道線(舗装)L=200m W=3.0m	村	
		住吉線(舗装)L=1,000m W=6.0m	村	
		高峰線(舗装)L=100m W=3.0m	村	
		橋りょう定期点検 155 橋	村	
		大千原橋 L=29m W=3.0m	村	
		高原橋 L=12m W=4.0m	村	
		上千原橋 L=20m W=3.6m	村	
		下赤岩橋 L=25m W=4.9m	村	
		滝ノ上橋 L=11m W=1.8m	村	
		川久保橋 L=20m W=4.4m	村	
		櫛1号橋 L=10m W=5.7m	村	
		根草橋 L=14m W=4.8m	村	
		夏打橋 L=13m W=3.3m	村	
		落合橋 L=6m W=3.7m	村	
		堀川橋 L=7m W=7.5m	村	
		松葉橋 L=19m W=5.2m	村	
		長瀬橋 L=31m W=3.0m	村	
		後窪2号橋 L=5m W=2.7m	村	
	その他	道路維持安全工事	村	
	(2) 農道	子母山線(改良)L=300m W=4.0m	村	
		高原西川原線(改良)L=300m W=4.0m	村	
		野々上線(開設)L=300m W=4.0m	村	
	(3) 林道	入山線(舗装)L=300m W=4.0m	村	
		渡戸線(改良)L=300m W=4.0m	村	
		奥山六車線(舗装)L=1,000m W=5.0m	村	
		奥山六車線(改良)L=100m W=4.0m	村	
		奥山六車線(開設)L=1,000m W=4.0m	県	
		高原線(改良)L=300m W=4.0m	村	

		湯ノ沢小仁田線(改良)L=100m W=4.0m	村	
		湯ノ沢小仁田線(舗装)L=1,200m W=4.0m	村	
		余地線(改良)L=100m W=4.0m	村	
		道場線(改良)L=900m W=5.0m	県	
		道場線(改良)L=100m W=5.0m	村	
		細萱線(改良)L=100m W=4.0m	村	
		砥山線(改良)L=100m W=4.0m	村	
		赤坂線(改良)L=200m W=4.0m	村	
		高岩線(改良)L=200m W=4.0m	村	
		橋りょう定期点検 14橋	村	
		トンネル定期点検 2本	村	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	・村営バス・タクシー運行事業 【具体的な事業内容】 隣町の下仁田駅と村内間をバス1路線・乗合タクシー9路線を運行委託している。 【事業の必要性】 交通弱者の日常的な足を確保するため村営バス・タクシーの運行が必要である。 【事業の効果】 生活バス・タクシー路線が維持され、交通弱者の足を確保が図れる。	村	
		・公共交通応援事業 【具体的な事業内容】 上信電鉄(株)へ運行支援に対する補助 【事業の必要性】 公共交通の利用者減少などから公共交通維持のために支援が必要である。 【事業の効果】 鉄道を存続させることで交通弱者の足の確保が図れる。	村	

		・無料乗車券・パスポート事業 【具体的な事業内容】 南牧村乗合バス・タクシーを利用する対象者が住民で75歳以上の者、児童生徒（通学利用は不可）に対して村が運賃を負担する。 【事業の必要性】 パスポートを発行し、無料で乗車できることで安心した生活の支援をする。 【事業の効果】 通院・買い物などの日常生活の維持が図られる。	村	
		・高齢者安全運転サポート車購入費事業 【具体的な事業内容】 高齢者に対して安全運転支援装置の購入及び取付けに要する費用又は安全運転サポート車の購入に要する費用の一部を補助する。 【事業の必要性】 高齢者の事故防止のため、安全に運転ができるよう支援する必要がある。 【事業の効果】 高齢運転者に対して、交通事故防止及び事故時の被害軽減が図られ、また安全な交通環境が図られる。	村	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

○インフラ施設

インフラ施設道路等は定期点検により舗装の状態を把握し、適切なタイミングで予防保全的な対策や長寿命化を図り、橋りょうは点検結果により、劣化の激しい橋りょうを優先的に補修し、予防保全を計画的に取り組むことにより長寿命化を図ると記載されている。

生活道路は、住民の利便性、安全性を重視し整備を進めていく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

《方針》

生活環境の整備は、村民の生活条件の向上だけでなく、若者の定住やU・Iターンを促進するうえで重要であることから、水道及び生活排水処理施設、消防防災体制について計画的に整備を推進する。

さらに安全で安定した水の供給を確保・継続するため、老朽化が進む施設・設備の適切な維持管理に努め、全域で合併処理浄化槽の整備及びゴミの減量化も推進し快適な生活環境づくりを図る。

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本村の水道施設の普及率は、令和3年3月31日現在99.3%となっているが、いまだに流水を利用している世帯も残っている。施設の集積化を推進してきた結果、令和3年3月31日現在簡易水道11施設、小水道6施設となったが、今後も施設の集積化を進めるとともに老朽施設の整備拡充を図る必要がある。

イ 廃棄物処理施設

廃棄物については、甘楽西部環境衛生施設組合で収集及び処分を行っているが、生活様式の変化に伴い、多様かつ多量化している。このため、更なるごみの分別収集及び再利用等を進めていく必要があるとともに、ごみの減量化を図っていくことが重要である。

ウ 生活排水処理施設

本村の汚水処理人口普及率は平成9年度より、公共浄化槽等整備推進事業により整備を推進した結果、着実に増加し、令和3年3月31日現在58.8%となっている。今後も、本村の自然環境の保全並びに下流域に対する生活環境の保護を図っていく必要がある。

エ 消防施設

本村の非常備消防について、施設は年々整備拡充されてきたが、水利については自然水利を容易に利用できず、消防引入道の整備や防火水槽の設置が必要となる。また、消防施設・設備を充実するため、消防機器や消防車両等の性能強化、今後、消防団の再編成を考えた消防詰所の施設や用地の整備を行う必要がある。

常備消防については、昭和47年に広域圏行政として広域消防が組織され、昭和50年に南牧分署が設置されたが、平成28年より圏内の消防組織再編を進めており、分署においても令和3年より施設や用地の整備を行う必要がある。また、消防設備を充実するため消防車両等の近代化・科学化を図っていく必要がある。

オ 公営住宅

本村では村営住宅を進めてきた他に低所得者向けに、担い手促進住宅や定住促進住宅を建設し、住環境整備を図ってきた。

カ その他

群馬県によって進められてきた急傾斜地崩壊対策事業は、現在、千原地区、中棚地区、大倉地区で事業が進められているが、村内には急傾斜危険箇所が多く、県の指定に基づいた急傾斜地崩

壊対策事業の計画的推進が必要である。

本村の普通河川の状況は、中小河川が数多く存在し、老朽化した河川施設や未整備の河川も多くある。近年の台風や集中豪雨により、河岸の崩壊箇所が見受けられる状況であり、早急な整備を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設の整備

水道施設の維持管理の強化、計画的な整備の実施により施設の長寿命化を図る。また、引き続き施設の集積化を図る。

イ 廃棄物処理施設

ごみの分別収集を周知徹底し、再資源化、再利用化及び減量化の推進を図り、下仁田町や関係機関との連携により効率的な運営を図る。

ウ 生活排水処理施設の整備

公共浄化槽等整備推進事業を推進するとともに、既設浄化槽の適切な使用及び維持管理を行い、家庭における生活排水処理や環境衛生上の認識の高揚を図る。

エ 消防施設の整備

- ① 消防引入道の整備、防火水槽の設置を図る。
- ② 非常備消防における消防資機材や消防車両の充実を図る。また、消防団の再編成を考えた消防詰所の施設や用地の整備を図る。
- ③ 常備消防における消防車両等の近代化を図る。また、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部の消防組織再編を考えた南牧分署の施設や用地の整備を図る。

オ 公営住宅

老朽化している建物の改修及びバリアフリー化になっていない建物を高齢者でも住みやすい建物整備について検討を進める。

カ その他

- ① 県の指定に基づいた急傾斜地崩壊対策事業の計画的な整備を図る。
- ② 河川改修を行うことにより、安全安心な生活環境の整備を図る。
- ③ 老朽化した公共施設の解体撤去を実施し、良好な生活環境の確保や景観の保全を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道等施設整備工事	村	
		簡易水道等浄水場施設長寿命化維持整備工事	村	

	(2) 生活排水処理施設 その他	公共浄化槽等整備推進事業	村	
		浄化槽施設長寿命化維持整備工事	村	
	(5) 消防施設	防火水槽 40 m ³ 5 基	村	
		消防車引入道 5 路線	村	
		小型動力ポンプ付積載車 2 台	村	
		消防詰所施設等整備事業	村	
		南牧分署施設等整備事業	村	
	(6) 公営住宅	村営住宅修繕工事 24 戸	村	
		村営住宅改修工事 24 戸	村	
		担い手促進住宅修繕工事 8 戸	村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	・ 公共施設解体事業 3 棟 【具体的な事業内容】 老朽化した公共施設の解体撤去 大千原橋 旧南牧村自然休養村センター 旧給食センター 【事業の必要性】 老朽化が著しく、周辺地域に及ぼす危険性が高いため、解体撤去の必要がある。 【事業の効果】 住民が将来にわたり安心安全に暮らせる環境整備を図る。	村	
		・ 公営企業会計等移行業務 【具体的な事業内容】 簡易水道・生活排水特別会計の健全な経営を行うために地方公営企業会計を導入する。 【事業の必要性】 簡易水道・合併浄化槽の財産を現状把握することが必要である。 【事業の効果】 財産を把握することにより、今後の維持管理が計画的に行える。	村	
	その他			

	(8)その他	急傾斜地崩壊対策事業（負担金）	県	
		河川環境整備事業	村	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

○公営住宅

○インフラ施設

簡易水道施設においては、適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきましたが、今後本格的な更新時期を迎えるため、布設管路の劣化状況の把握に努め計画的に維持管理を図る。

公営住宅は入居者が安全・安心して生活ができるように、継続的に点検・修繕を行い、施設の長寿命化を図り、老朽化が進んでいる住宅については、計画的に改修や立替を検討すると記載されている。

また、南牧村地域防災計画において、火災災害は消火栓にのみ偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備を図るとともに、その適正な配置に努めることが記載されている。

水道施設は、維持管理の強化、計画的な整備を実施し、生活排水処理施設は、既設浄化槽の適切な使用及び維持管理を行う。

消防施設防火水槽は、設置を図る。また公営住宅は、改修・バリアフリーを進め、高齢者でも住みやすい建物整備を検討していく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進

《方針》

子育て世代包括支援センターを活用し、子育て支援サービスの周知を図り、医療費の助成や各種補助事業を充実させ、経済的支援の強化やひとり親家庭の自立に向けた支援の取り組みを図る。

地域包括支援センターの適切な運営により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、地域の課題を把握し、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備により地域包括ケアシステムの構築を図る。

障害者福祉は、富岡市甘楽郡圏域に相談支援を担う基幹相談支援センター及び生活支援ニーズと現状を結びつけるネットワークの役割の自立支援協議会を設置し、近隣市町村、関係機関との連携を図る。

住民の健康管理意識の高揚を促し自主的な健康づくりを促進し、地域住民に密着した保健サービスを提供するため、施設の整備、情報管理、マンパワーの確保を図る。

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

少子化率も全国的に高い水準にあり、15歳未満人口は41人（令和3年3月31日現在）で、今後は更に減少すると予測される。

子ども達の生活環境や子どもを育てる社会環境の整備として、保育所の整備、遊び場の整備等行ってきたが、今後も施設整備のほか、各種の子育て支援対策を実施することにより、安心して子どもを育てやすい環境の整備が必要である。

また、心や体に障害をもつ人たちに対し、障壁をなくし、ともに生きることを推進するための施設整備やバリアフリー対策を図っていく必要がある。

イ 高齢者等の保健福祉の向上及び増進

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の割合が増加し、年々深刻さを増している。

現在村内の医療施設は、民間の診療所運営により週2回の診療が行われており、福祉施設は、特別養護老人ホーム（定員50人）、デイサービスセンター（定員30人）、グループホーム（定員9人）、平成28年度より軽費老人ホーム（定員20人）、平成30年度より小規模特別養護老人ホーム（定員21人）がそれぞれ1施設ずつ運営されている。

人口の減少に伴い高齢者の人口も減少傾向にあるが、本村の高齢化率は65.94%（令和3年3月31日現在）であり、引き続き高まるものと予測されることから、高齢者の自立支援や介護予防・重症化予防に向けた取り組みの一層の充実や多様な主体によるサービスの提供など、高齢者支援の充実は引き続き村全体の重要課題となっている。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ① 第二期子ども・子育て支援事業計画に基づく、環境の整備を図る。

少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応し、次世代を担う子どもたちを安心して育てられ、豊かな心を育む環境の整備拡充を図る。

- ② 保育所の保育活動を助成し、保育環境と保育活動の充実を図る。

- ③ バリアフリー対策として施設の整備拡充を図る

イ 高齢者等の保健福祉の向上及び増進

- ① 高齢者の健康管理のための施設整備や健康づくり事業の充実を図る。

- ② 高齢者の積極的な社会参加を推進するため労働力を活用し、雇用機会の増大を図る。

- ③ 高齢者等に対する社会福祉活動を奨励補助し、地域社会福祉体制の強化充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター建設事業	村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	・ 保育活動費補助 【具体的な事業内容】 保護者に対する子育て支援及び民間保育園の保育活動を補助する。 保育料の免除 放課後児童クラブ利用料免除 保育所運営費補助 【事業の必要性】 子育て世代の支援及び民間保育所の安定的な事業運営を図るために必要である。 【事業の効果】 子育てに対する支援及び保育施設への安定的な事業運営が行われ、児童福祉の向上が図られる。	村	
	(9) その他	既存施設のバリアフリー対策 (各地区集会施設 17 か所)	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○保健・福祉施設

高齢福祉施設において、高齢者が安全かつ安心して利用できるように、継続的に点検・修繕を行い、施設の長寿命化を図り、指定管理者制度による運営の継続等、今後も検討を進めると記載されている。

各地区の集会施設をはじめ計画的にバリアフリーを検討していく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

《方針》

下仁田厚生病院をはじめとする地域医療機関、医師会等との連携強化を図り、往診、訪問診療、訪問看護の在宅医療が提供できる医療体制の構築を進める。

(1) 現況と問題点

本村には医療機関がなく、民間の診療所運営により週2回の診療が行われているのみである。下仁田町と南牧村は、昭和35年に地域医療の中核病院として下仁田南牧医療事務組合（下仁田厚生病院）を設立し、現在一般病床94床、介護医療院40床で運営されている。

今後も質の高い地域に密着した医療サービスの提供と医師確保対策が必要である。将来的に無医村となる可能性が高く、医師及び医療従事者の確保が必要となっている。

(2) その対策

- ① 無医村化の現状を打開し、住民の安全安心な生活維持のために、今後も地域医療の確保に努める。
- ② 下仁田厚生病院の健全運営を支援していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	・ 下仁田厚生病院運営補助 【具体的な事業内容】 公立病院への運営補助 【事業の必要性】 地域医療を守るため、医療機関の経営を支援する必要がある。 【事業の効果】 医療機関の経営を支援することで、地域医療を守ることができる。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○医療施設

医療施設は、住民が安全かつ安心して利用できるように努めると記載されている。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

《方針》

少人数を活かしたきめ細やかな教育の実施により視野と想像力を広げ、学校・家庭・地域が協力した教育環境づくり実施し、学校設備の充実と学校・地域・行政の連携による教育基盤の強化を図る。

生涯にわたり楽しみながら学び続け、充実した人生が送れるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実や情報提供に努め、子どもから高齢者まで様々な世代がスポーツを通じ交流できる機会を設けることで、世代間交流の促進に努める。

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本村には、小学校1校と中学校1校があるが、令和3年4月1日現在小学校児童数は16人、中学校生徒数は10人となっている。

小規模校の良さを活かした個に応じたきめ細やかな指導を実践しているが、今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、複式学級解消非常勤講師、小規模中学校教科指導非常勤講師の配置を継続するとともに、今後も学習指導体制の充実を図る必要がある。

また、既存の校舎は、小中学校ともに建設後40年以上が経過し老朽化が著しい状況であるため、施設の整備更新を進める必要がある。

イ 社会教育

高度情報化や社会情勢の変化によって人々の価値観が変化し、学習に対する要求も多様化、高度化している。

本村では、これまで数々の学習機会を提供してきたが、必ずしも十分とはいえず、生活環境や地域の課題に取り組む学習活動は少ない状況にある。

これからは、住民の価値観や個性を大切にしながら、学習の成果が地域づくりに活かされる環境を整備する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

小・中学校給食費、修学旅行費の補助を行う。

今後、小中一体型校舎を整備し、将来の児童生徒数に見合った特色ある教育環境づくりに積極的に取り組み、計画的に整備・充実を図る。

このことにより、小学校と中学校が日常的に連携した学校運営が可能となり、義務教育学校への移行を目指すことができる。

イ 社会教育

中央公民館の建物の老朽化により、施設維持が困難なため取り壊し、生涯学習の中核施設の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小中一体型校舎整備事業 A=2,500 m ²	村	
		南牧小学校校舎解体事業 A=2,238 m ²	村	
		南牧小学校体育館解体事業 A=465 m ²	村	
		屋内運動場整備事業 A=500 m ²	村	
		義務教育学校校庭整備事業 A=2,933 m ²	村	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	・子育て支援事業 【具体的な事業内容】 - 保護者に対する子育て支援を行う。 - 学校給食費補助(小・中学生) - 修学旅行費補助(小・中学生) - 高校生通学費補助 【事業の必要性】 - 子育て世代の支援を図るために必要である。 【事業の効果】 - 児童福祉の向上、子育て世代の増加を図る。	村	
		・旧磐戸中学校校舎解体事業 A=1,892 m² 【事業の必要性】 - 校舎新設に伴う、敷地確保のため解体が必要となる。 【事業の効果】 - 将来にわたる学校施設周辺の安全確保を図る。	村	

		・南牧村中央公民館解体事業 A=789 m ² 【事業の必要性】 老朽化により施設維持が困難ため、解体撤去の必要がある。 【事業の効果】 住民が将来にわたり安心安全に暮らせる環境整備と生涯学習の中核施設の整備を図る。	村	
--	--	---	---	--

（４）公共施設等総合管理計画との整合

○学校教育系施設

学校教育系施設は、児童・生徒の安全な教育環境を維持することを最優先とし、必要に応じた施設改修・修繕を行い、災害時には地域の核施設としての機能を確保するため、適切に維持管理を行い長寿命化を図ると記載されている。

学校施設は、小中一体型校舎を整備し、特色ある教育環境づくりに取り組む検討をしていく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

《方針》

集落は住民が生活する最も基本的な単位であることから、地域の実情を考慮した上で、住民の日常生活の要となる基幹集落を中心に、複数の集落と連携体制を構築し、集落間の相互補完関係を強化する支援を行う。

また、集落の住民が過疎化の問題を自らの問題として捉え、住民が自主的に取り組む集落の維持・活性化の活動を行政が協力しながら積極的に支援し、集落の担い手となるようなU・Iターン者を受け入れるための環境整備を進めるとともに、地域おこし協力隊といった外部人材を積極的に活用することで、集落の維持・活性化に努める。

（１）現況と問題点

本村の行政区は、15の区と55の分区と138の班で構成され、地域行事などに協力体制が敷かれ、生活から文化活動にいたるまで幅広いコミュニティが形成されている。

しかし、著しい人口の減少や高齢化等により、集落機能が低下し既にコミュニティ活動にも陰りが見えており、集落内の基礎的な生活基盤の整備を図るとともに集落間の相互補完の関係強化を図る必要がある。また、Uターン・Iターンを受け入れる住居も不足しているが、村内に点在している空き家を住宅として活用するのに古民家改修には費用がかかる。

(2) その対策

定住を促進するため、空き家を活用した住宅の整備、住宅の建設・改修を補助し、村営住宅改修や宅地の造成を推進し、住宅環境を整備するとともに、地域の集会施設などを整備充実させる事により若者から高齢者、都会の人達も参画できる新しいコミュニティーを形成していく。

また、集落支援員による、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施し、地域おこし協力隊の活動を通して維持・活性化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(1) 過疎地域集落再編 整備	定住促進空き家活用事業 10戸	村	
		住宅整備事業	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	・集落支援事業 【具体的な事業内容】 村からの委託を受け、職員とともに連携し集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等をする。 集落支援員15名 【事業の必要性】 いつまでも住み慣れた地区でいきいきと安心して生活をする。 【事業の効果】 集落点検の実施、地域力強化の方策をすることで地域住民の連携を図る。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○文化系施設

集会施設は、維持管理を各区に委託しており、修繕費については8割を補助している。今後も継続して利用されると考えられるため、村民の利便性の向上に努めると記載されている。

定住を促進するため、空き家を活用した住宅の整備を計画的に検討していく。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

《方針》

伝統文化や行事を継承するため、活動団体への支援や担い手育成の支援を図る。

本村の生活文化、産業などの民俗資料が展示されている資料館は、収蔵資料の適切な管理・保存に努める。

(1) 現況と問題点

本村の地域文化については、祭りをはじめとする地域の伝統行事が四季を通じて行われている。

年々、芸術や文化に対する関心が高まっており、各種文化活動を推進し、特色のある地域づくりを目指す必要がある。また、県・村の指定を受けた文化財として、有形・無形民俗文化財や史跡等があり、それらを活用・保存し、後世に伝えて行かなければならないが、高齢化と人手不足により、文化の継承が困難になってきている。

民俗資料館では、本村の生活文化、産業などを知るうえで貴重な4,000点を超える資料が展示され、大きな評価を得ている。さらにこれを整備拡充し有効活用することが必要である。

(2) その対策

これまでの対策により整備された地域文化の振興に係る様々な施設は、地域文化活動の拠点施設としての役割を担っており、今後も施設の整備拡充を図る。また、地域の伝統文化等の継承には地域住民以外の人達にも参加を呼びかけ、文化が途絶えないように努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	・ 火とぼし祭り補助 【具体的な事業内容】 伝統行事継承活動への支援 【事業の必要性】 地域で継承されている伝統行事を保存していく必要がある。 【事業の効果】 特色ある地域づくりや地域内外の交流の促進が図られる。	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○社会教育系施設

社会教育系施設民俗資料館は、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、施設の長寿命化を図ると記載されている。

南牧村公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

《方針》

間伐における未利用材を活用した、バイオマスエネルギー・太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入に向け、本村にあった取り組み方を推進する。

(1) 現況と問題点

本村の再生可能エネルギーの活用状況は、太陽光発電が中心であり数カ所の公共施設での設置にとどまり、民間においても高齢化に伴い普及が進んでいない。

(2) その対策

公共施設整備にあたっては、太陽光発電などの導入を検討し、民間事業者や住民の間で再生可能エネルギーの活用が図られるよう、普及・啓発活動の充実を図るとともに各種支援制度の検討を行う。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	・空き家バンク制度 ・移住相談会 ・定住促進奨励金 【具体的な事業内容】 移住のための相談会開催、空き家物件の情報提供、定住のための新築・増改築・改修費の一部補助をする。 【事業の必要性】 人口減少の進行を鈍化するため、村内への移住・定住を促進する必要がある。 【事業の効果】 関係人口や移住者の拡大が期待される。	村	移住・定住の取り組みであり、定住者の増加による地域活力の向上などへの効果は将来に及ぶ。
	地域間交流	・地域おこし協力隊 【具体的な事業内容】 都市部の人材を受け入れ、村内に一定期間定住して、地域おこしの支援や住民生活の支援などの地域協力活動を行う。 【事業の必要性】 高齢化に伴い集落を超えての交流が困難であることから、地域の活性化等に必要である。 【事業の効果】 地域力の充実・強化、その地域への定住・定着を図る。	村	地域間交流をはじめ、地域の活性化にも結び付くことから、事業効果は将来に及ぶ。
	人材育成	・奨学資金貸付事業 【具体的な事業内容】 大学及び専修学校に在学する者に奨学金を貸与する。	村	貸付事業の取り組みにより関係人口、地域

		【事業の必要性】 村の将来を担うため様々な分野での人材を育成する必要がある。 【事業の効果】 地域における担い手や技術職員等の人材確保を図る。		を担う人材確保の効果が将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	・中山間地域等直接支払制度事業 【具体的な事業内容】 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため支援する。 【事業の必要性】 農業生産活動等を継続的に行う必要がある。 【事業の効果】 耕作放棄地の発生を防止し、農用地の維持・管理が図られる。	村	地域で取り組む農業生産活動は、耕作放棄地を防ぎ、農用地の維持・管理の効果が将来にも及ぶ。
		・鳥獣害対策事業 【具体的な事業内容】 野生鳥獣による被害防止対策 【事業の必要性】 有害鳥獣の駆除、防止柵による農作物被害の軽減及び生産意欲の向上に必要である。 【事業の効果】 生産意欲の向上及び農業経営の安定化が図られる。	村	有害鳥獣の駆除、防護柵など計画的に整備し対策をすることで、生産意欲の向上、被害軽減の効果が将来にも及ぶ。
4 交通施設の整備 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	・村営バス・タクシー運行事業 【具体的な事業内容】 隣町の下仁田駅と村内間をバス1路線・乗合タクシー9路線を運行委託している。	村	交通弱者に対する利便性向上の取り組みであ

		【事業の必要性】 交通弱者の日常的な足を確保するため村営バス・タクシーの運行が必要である。 【事業の効果】 生活バス・タクシー路線が維持され、交通弱者の足を確保が図れる。		り、その効果は将来にも及ぶ。
		・公共交通応援事業 【具体的な事業内容】 上信電鉄(株)へ運行支援に対する補助 【事業の必要性】 公共交通の利用者減少などから公共交通維持のために支援が必要である。 【事業の効果】 鉄道を存続させることで交通弱者の足の確保が図れる。	村	交通弱者に対する利便性向上の取り組みであり、その効果は将来にも及ぶ。
		・無料乗車券・パスポート事業 【具体的な事業内容】 南牧村乗合バス・タクシーを利用する対象者が住民で75歳以上の者、児童生徒（通学利用は不可）に対して村が運賃を負担する。 【事業の必要性】 パスポートを発行し、無料で乗車することで安心した生活の支援をする。 【事業の効果】 通院・買い物などの日常生活の維持が図られる。	村	交通弱者対策と経済支援の取り組みであり、日常生活の維持が図られ、事業効果は将来にも及ぶ。
		・高齢者安全運転サポート車購入費事業 【具体的な事業内容】 高齢者に対して安全運転支援装置の購入及び取付けに要する費用又は安全運転サポート車の購入に要する費用の一部を補助する。	村	事故防止の取り組みであり安全な交通環境の事業効果は将来にも及ぶ。

		【事業の必要性】 高齢者の事故防止のため、安全に運転ができるよう支援する必要がある。 【事業の効果】 高齢運転者に対して、交通事故防止及び事故時の被害軽減が図られ、また安全な交通環境が図られる。		
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	・ 公共施設解体事業 3 棟 【具体的な事業内容】 老朽化した公共施設の解体撤去 大千原橋 旧南牧村自然休養村センター 旧給食センター 【事業の必要性】 老朽化が著しく、周辺地域に及ぼす危険性が高いため、解体撤去の必要がある。 【事業の効果】 住民が将来にわたり安心安全に暮らせる環境整備を図る。	村	老朽化公共施設の解体撤去は、将来村の維持管理費の削減に繋がるとともに住民が安心安全に暮らせる効果に及ぶ。
	その他	・ 公営企業会計等移行業務 【具体的な事業内容】 簡易水道・生活排水特別会計の健全な経営を行うために地方公営企業会計を導入する。 【事業の必要性】 簡易水道・合併浄化槽の財産を現状把握することが必要である。 【事業の効果】 財産を把握することにより、今後の維持管理が計画的に行える。	村	将来にわたって持続可能な経営を確保することに併せて維持管理が計画的に行える。

6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	・ 保育活動費補助 【具体的な事業内容】 保護者に対する子育て支援及び民間保育園の保育活動を補助する。 保育料の免除 放課後児童クラブ利用料免除 保育所運営費補助 【事業の必要性】 子育て世代の支援及び民間保育所の安定的な事業運営を図るために必要である。 【事業の効果】 子育てに対する支援及び保育施設への安定的な事業運営が行われ、児童福祉の向上が図られる。	村	安心して子どもを産み、育てるための環境づくりの取り組みであり、子どもの健全育成など将来的に児童福祉の向上が図られる。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	・ 下仁田厚生病院運営補助 【具体的な事業内容】 公立病院への運営補助 【事業の必要性】 地域医療を守るため、医療機関の経営を支援する必要がある。 【事業の効果】 医療機関の経営を支援することで、地域医療を守ることができる。	村	地域医療の維持に向けた取り組みであり、その効果は将来にも及ぶ。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	・ 子育て支援事業 【具体的な事業内容】 保護者に対する子育て支援を行う。 学校給食費補助(小・中学生) 修学旅行費補助(小・中学生) 高校生通学費補助 【事業の必要性】 子育て世代の支援を図るために必要である。	村	子育て世帯の支援対策の一環と教育環境づくりに向けた取り組みでありその効果は将来にも及ぶ。

		【事業の効果】 児童福祉の向上、子育て世代の増加を図る。		
		・旧磐戸中学校校舎解体事業 $A=1,892 \text{ m}^2$ 【事業の必要性】 校舎新設に伴う、敷地確保のため解体が必要となる。 【事業の効果】 将来にわたる学校施設周辺の安全確保を図る。	村	新校舎建設に向けた敷地の確保をすることにより将来的に学校施設周辺の安全が図られる。
		・南牧村中央公民館解体事業 $A=789 \text{ m}^2$ 【事業の必要性】 老朽化により施設維持が困難ため、解体撤去の必要がある。 【事業の効果】 住民が将来にわたり安心安全に暮らせる環境整備と生涯学習の中核施設の整備を図る。	村	将来にわたって、安全な環境整備により、住民が安心安全に暮らせる効果に及ぶ。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	・集落支援事業 【具体的な事業内容】 村からの委託を受け、職員とともに連携し集落への目配りとして集落の巡回、地域の状況把握等を確認する。 集落支援員15名 【事業の必要性】 いつまでも住み慣れた地区でいきいきと安心して生活をする。 【事業の効果】 集落点検の実施、地域力強化の方策をすることで地域住民の連携を図る。	村	集落の環境確認、地域住民の連携強化などの効果が将来にも及ぶ。

10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	・火とぼし祭り補助 【具体的な事業内容】 伝統行事継承活動への支援 【事業の必要性】 地域で継承されている伝統行事を保存していく必要がある。 【事業の効果】 特色ある地域づくりや地域内外の交流の促進が図られる。	村	伝統行事の保存・継承、交流・関係人口の増加など効果が将来にも及ぶ。
-------------	-----------------------------	--	---	--